

### ●海軍武官任用進級取扱規則

大正八年七月二十九日  
達第百三十三號

改正

大正九年第六〇號、第一九六號、一〇年第八一號、第一二三號、一二年第一三八號、一二年第三五號、第一二二號、一三年第二二〇號、昭和二年第三五號、第一一八號、三年第九五號、六年第二二八號、七年第三八號、八年第一〇八號、九年第一二二號、一〇年第七二號、一二年第一三八號、第一八七號、一三年第一三八號、一四年第三三號、第一二二號、第二〇三號、一五年第一一三號、第二〇三號、一六年第九六號、第一七七號、第二〇二號、第三七九號、一七年第五七號、第三二六號、一八年第一三四號、一九年第二〇四號、第三五一號

### 海軍武官任用進級取扱規則左ノ通改正ス

#### 海軍武官任用進級取扱規則

總則

**第一條** 拔擢名簿及候補名簿ハ別ニ規定アルモノヲ除クノ外本

職ノ系統ニ依リ調製スルモノトス

學生練習生ハ之ヲ職ト看做ス

**第二條** 拔擢名簿及候補名簿ハ高等官ニ非サレハ之ヲ調製スル

コトヲ得ス

文官ハ武官ノ拔擢名簿及候補名簿ヲ調製スルコトヲ得ス但シ

武官ヲ以テ充ツヘキ者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

**第三條** 候補名簿調製官及拔擢名簿調製官ヲ別表第一號ノ通定

ム

**第四條** 海軍武官ノ實役停年計算期日、拔擢名簿調製期日及拔

擢名簿候補名簿進達(移牒)期限ヲ別表第二號ノ通定ム

**第五條** 所定ノ調製官第二條ノ規定ニ依リ拔擢名簿又ハ候補名

簿ヲ調製スルコトヲ得サル場合ニ在リテハ次官又ハ其ノ直屬

上官タル廳長若ハ廳長ノ指定スル士官特務士官ヲ以テ調製官

トス但シ此ノ場合ニ於テ部下ニ對シ拔擢名簿ヲ調製スルコト

ヲ得サル諸官ハ拔擢ニ關スル所見ヲ調製官ニ通報スルモノト

ス

**第六條** 前諸條ノ規定ハ代理者ニ對シ之ヲ適用ス

**第七條** 兼職ノ系統ニ依ル拔擢名簿調製官ハ拔擢ニ關スル所見

ヲ本職ノ系統ニ依ル調製官ニ通報スルモノトス

**第八條** 拔擢名簿調製官ヨリ下級ノ士官特務士官及准士官ハ其

ノ部下ノ拔擢ニ關スル所見ヲ調製官ニ陳述スルコトヲ得

**第九條** 候補名簿調製官ハ必要ニ應シ拔擢名簿調製官其ノ他ヲ

會シテ拔擢名簿ニ就キ審議シ候補順序ヲ決定スルモノトス但

シ候補者ト同等官以下ノ者ハ此ノ議ニ參與セシメサルモノト

ス

調製 第十條

拔擢名簿調製官ハ海軍武官進級令

以下單ニ進級令ト稱ス

ニ依リ佐

官尉官ノ進級ニ適スル者ニ就キ拔擢名簿様式第一ヲ調製シ之ヲ候

補名簿調製官ニ進達スヘシ

第十一條

候補名簿調製官ハ佐官尉官ノ進級候補名簿様式第三ヲ調製シ之ヲ海軍大臣ニ進達スヘシ

第十二條

拔擢名簿調製官ハ海軍武官任用令以下單ニ任用令ト稱スニ依リ

特務士官ノ任用ニ適スル者ニ就キ拔擢名簿様式第二ヲ、進級令ニ

依リ特務士官ノ進級ニ適スル者ニ就キ拔擢名簿様式第一ヲ調製シ

在籍鎮守府司令長官ニ進達又ハ移牒スヘシ

第十三條

在籍鎮守府司令長官ハ特務士官任用候補名簿及進級

候補名簿様式第三ヲ調製シ之ヲ海軍大臣ニ進達スヘシ

第十四條

任用進級實役停年ヲ有スル佐官尉官特務士官及准士官ニシテ拔擢名簿調製期日前一箇月以内ニ所屬ヲ變更シタル

トキハ舊調製官ヨリ新調製官ニ自己ノ意見ヲ移牒スヘシ

第十五條

拔擢名簿調製官ハ任用進級試験ヲ終リタル部下下士官及兵長中任用又ハ進級ニ適スル者ニ勤務評點ヲ付與シ此ノ

評點ト試験成績、性格、技能、品行等ヲ參酌シテ拔擢名簿様式第四ヲ調製シ之ヲ在籍鎮守府司令長官ニ進達スヘシ

勤務評點ハ各自服務ノ狀況及成績ニ依リ拔擢ノ者ニハ百點、優等ノ者ニハ九十點以上、佳良ノ者ニハ八十點以上、通常ノ者ニハ七十點以上ヲ付與シ以下此ノ標準ニ倣フモノトス

第十六條

前條ノ拔擢名簿ハ各鎮守府及官職階ニ分チ更ニ兵科

下士官及兵ニ在リテハ特修兵別(掌飛行兵ハ操縦及偵察ニ分チ更ニ飛行豫科ノ出身別ニ、掌機兵ハ掌主機械、掌補助機械及掌罐ニ、掌工兵ハ金屬及木具ニ分ツ)ニ、主計科下士官及

兵ニ在リテハ掌經理及掌衣糧(特修兵ニ非サル者ヲ含ム)ニ區分シ各別紙ニ之ヲ調製スヘシ

一等下士官以下ニ在リテハ前項ノ規定ニ依ルノ外定員、補缺員及各練習生ニ區分シ各別紙ニ調製スヘシ

第十七條

任用進級實役停年ヲ有スル下士官兵ニシテ拔擢名簿

調製期日前一月内ニ所屬ヲ變更シタルトキハ舊調製官ハ部下ニ在リシ間ノ勤務評點ヲ付與シ之ヲ新調製官ニ移牒スヘシ

第十八條 鎮守府司令長官ハ下士官任用進級決定候補名簿様式第五

ヲ調製スヘシ

第十九條 前條ノ決定候補名簿ハ其ノ調製ノ時ヨリ次回調製ノ

時迄效力ヲ有スルモノトス

第二十條 被拔擢者拔擢名簿調製期日ニ所屬ヲ變更シタルトキ

ハ其ノ拔擢名簿ハ舊所屬ニ於テ調製スルモノトス

第二十一條 戦時又ハ事變ノ際ハ海軍大臣ハ期限ニ拘ラス佐

官、尉官及特務士官ノ任用進級候補名簿又ハ下士官ノ任用進

級決定候補名簿ヲ調製セシムルコトアルヘシ

第二十二條 拔擢名簿調製官ハ任用進級實役停年ヲ有スル者ニ

シテ拔擢名簿ニ登載セサリシ者アルトキハ其ノ官職氏名ニ拔

擢名簿ニ登載セサリシ事由ヲ附シ候補名簿調製官ニ報告スヘ

シ

前項拔擢名簿ニ登載セサリシ者該名簿調製期日以後ニ於テ其

ノ所屬ヲ變更シタルトキハ舊調製官ヨリ新調製官ニ拔擢名簿

ニ登載セサリシ事由ヲ通牒スヘシ

第二十三條 拔擢名簿ニ登載シタル者其ノ所屬ヲ變更シタルト

キハ舊調製官ヨリ新調製官ニ該名簿ニ登載セシ旨ヲ通知スヘ

シ

第二十四條 拔擢名簿調製後該名簿ニ登載シタル者ニシテ任用

進級セシムヘカラサル事由ヲ生シタルトキハ現在所屬ノ調製

官ヨリ事由ヲ具シ速ニ其ノ旨候補名簿調製官ニ報告スヘシ位

勳功

下士官任用進級者ニ限ル

氏名ニ異動ヲ生シタル者アルトキ其ノ異動

事項ニ付亦同シ

第二十五條 拔擢名簿、候補名簿及之ニ關聯セル文書ハ各順序

ヲ經テ調製官所轄長ニ非サルトキハ所轄長之ヲ取經メ進達(移牒)スルモノトス

任用進級

第二十六條 鎮守府司令長官ハ其ノ鎮守府ニ於ケル下士官ノ所

要員ト現員トヲ比較シ其ノ缺員數以內ニ於テ下士官任用進級

員數ヲ定ムヘシ

定員數ノ算定ニ於テ其ノ等級二級以上ニ跨ルモノハ之ヲ合計

シ各級ニ等分スヘシ若シ端數ヲ生シタルトキハ最下級ヨリ一

名ツツヲ加ヘ順次上級ニ及ホスモノトス

候補者少數ナル爲或ル等級ニ於テ缺員ヲ生スルトキハ其ノ缺

員數ニ相當スル員數ヲ其ノ下級ニ於テ過員ト爲スコトヲ得

**第二十七條** 准士官ニ進級セシムヘキ員數ハ海軍大臣之ヲ告達ス

**第二十八條** 下士官ノ任用進級期日ハ五月一日及十一月一日トシ准士官ニ進級期日ハ十一月一日トス

特別ノ事由ニ依リ前項ノ期日ヲ變更スルトキ若ハ臨時ニ任用進級ヲ行フトキハ海軍大臣其ノ期日ヲ告達ス

鎮守府司令長官ハ准士官ニ進級ヲ行ヒタルトキハ之ヲ海軍大臣ニ報告スヘシ

**第二十九條** 戰時又ハ事變ノ際任用令第二十三條第一號、第二號又ハ進級令第十八條第一號、第二號若ハ第二十條ノ規定ヲ適用スヘキ場合ハ海軍大臣之ヲ告達ス

**第三十條** 公務ニ基因スル傷痕又ハ疾病ノ爲危篤ニ陥リタル下士官又ハ兵長ニシテ任用進級實役停年ヲ有シ其ノ事故自己ノ怠慢ニ基因セサル者ハ試験ヲ行ハスシテ其ノ際特ニ任用進級セシムルコトヲ得但シ殊勳ヲ奏シ若ハ勳功顯著ナル者ニシテ

公務ニ基因シ傷痕ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リ危篤ニ陥リタル者及航空機ニ搭乘中避クヘカラサル變故ニ因リ傷痕ヲ受ケ危篤ニ陥リタル者又ハ公務ノ爲潜水艦ニ在リテ潜航勤務中避クヘカ

ラサル變故ニ因リ傷痕ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リ危篤ニ陥リタル者ノ任用進級ハ勅令ノ定ムル所ニ依ル

公務ニ基因スル傷痕又ハ疾病ノ爲危篤ニ陥リタル者ノ任用進級ヲ行ヒタルトキハ事由ヲ具シ海軍大臣ニ報告スヘシ

**第三十一條** 艦隊司令長官又ハ獨立部隊司令官任用令第二十三條、第二十三條ノ二又ハ進級令第十八條ニ依リ任用進級ヲ行ヒタル時ハ其ノ旨速ニ海軍大臣ニ報告スルト同時ニ在籍鎮守府司令長官ニ通牒スヘシ

艦隊司令長官又ハ獨立部隊司令官任用令第二十二條ノ二第二項又ハ進級令第十五條第三項ニ依リ任用進級ヲ行ヒタルトキハ其ノ旨速ニ在籍鎮守府司令長官ニ通牒スヘシ

**第三十二條** 拔擢名簿調製官ハ其ノ部下ニシテ任用令第二十三條第一項第二號、第二十五條、第二十六條又ハ進級令第十八條第一項第二號、第二十條ノ二、第二十一條、第二十一條ノ二若ハ本則第三十條ノ規定ニ該當スト認ムルモノ危篤ニ陥リタルトキハ時機ヲ失セス理由ヲ附シ召集ヲ解除セラルルトキハ意見ヲ附シ士官、候補生及見習尉官ニ在リテハ海軍大臣ニ、

特務士官及准士官ニ在リテハ在籍鎮守府司令長官ニ報告シ下

士官及兵長ニ在リテハ在籍鎮守府司令長官又ハ艦隊若ハ獨立部隊ノ司令長官若ハ司令官ニ具申シ現役滿期現役免除歸休又ハ召集解除ノ爲在籍鎮守府所屬海兵團ニ入團セシムルトキハ意見書様式第六ヲ調製シ之ヲ海兵團長ニ移牒スヘシ但シ海兵團ニ入團セシメス直ニ歸郷セシムルトキハ鎮守府司令長官ニ之ヲ具申スヘシ

海兵團長前項ノ移牒ヲ受ケタルトキハ其ノ部下ニシテ前項ノ規定ニ該當スト認ムル者ト共ニ之ヲ鎮守府司令長官ニ具申スヘシ  
鎮守府司令長官ハ特務士官及准士官ニ對スル本條第一項ノ報告ヲ受ケタルトキハ之ヲ海軍大臣ニ具申スヘシ

別表第一號

海軍武官候補名簿及拔擢名簿調製區分表

軍令部	大兵軍經			海軍省			佐官	候補名簿調製官	
	校	校	校		次官	局長			
軍令部次長	校			局長			尉官	拔擢名簿調製官	
	次	校	局長		次官	局長			
大 公 使 館 附 武 官	部	次	教	校	局長		尉官	拔擢名簿調製官	
								長	長
在								特務士官	候補名簿調製官
大 使 館 附 武 官	首 席 副 官	課	經 理 學 校	兵 學 校	教 頭	首 席 副 官	拔擢名簿調製官		
							長	長	長

第十類 任用 進級 增俸

水路部	潜水艦部	施設本部	電波本部	航空本部	艦政本部						
水路部長	潜水艦部長	施設本部長	電波本部長	航空本部長	艦政本部長						
部長	部長	部長	部長	部長	部	本部長	員	造船造兵監督長	技術研究所長	部長	本部長
		部	部	(造船造兵監督長)							

籍

課	部	首席部員	課	部	課	部	造兵監督會計官	造兵監督官	課	部	員	造船造兵監督會計官	造兵監督官	技術研究所課長	技術研究所部長	課	部
長	長	員	長	長	長	長	官	官	長	長	長	官	官	長	長	長	長

第十類 任用 進級 增俸

											東京軍法會議	高等軍法會議					
											官	官					
											東京軍法會議首席法務	高等軍法會議首席法務					
工廠所長	工廠部長	工廠部長	艦船部長	軍需部長	施設部長	經理部長	地方人事部長	人事部長	鎮守府法務長	鎮守府主計長	鎮守府軍醫長	參謀副長	參謀長	司令長官	官	東京軍法會議首席法務	高等軍法會議首席法務

鎮

工廠所長	工廠部長	艦船部長	軍需部支部長	軍需部課長	施設部支部長	施設部課長	經理部支部長	經理部課長	地方人事部長	人事部課長	首席副官	參謀長
------	------	------	--------	-------	--------	-------	--------	-------	--------	-------	------	-----

鎮 守 府

鎮守府司令長官

分	病	療	療	衣	衣	衣	燃	燃	燃	火	火	火	航	航	航	航	航	航	技
院	院	品	品	糧	糧	糧	料	料	料	藥	藥	藥	空	空	空	空	空	空	手
長	長	廠	廠	廠	廠	廠	廠	廠	廠	廠	廠	廠	廠	廠	廠	廠	廠	廠	養
長	長	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	成
		長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	所
		長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長

守

分	病	療	衣	衣	燃	燃	燃	火	火	航	航	航	航	航	航	技
院	院	品	糧	糧	料	料	料	藥	藥	空	空	空	空	空	空	手
長	長	廠	廠	廠	廠	廠	廠	廠	廠	廠	廠	廠	廠	廠	廠	養
		部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	成
		長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	所
		長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長



驅掃水輸海砲潛驅	特哨敷艦	防備戰隊	警備戰隊	地方在勤武官	職裝員長	通信隊司令	航空隊分遣隊長	航空隊司令	聯合航空隊司令官	潛水艦基地隊司令	警備隊司令官	防備隊司令	海兵團長	港務部長	軍法會議首席法務官
潛海雷隊	務戒設	艦艇艇	艦艇艇	艦艇艇	艦艇艇	艦艇艇	艦艇艇	艦艇艇	艦艇艇	艦艇艇	艦艇艇	艦艇艇	艦艇艇	艦艇艇	艦艇艇
隊隊隊	司	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長
隊隊隊	令														

府

驅掃水輸海砲潛驅	特哨敷艦	防備戰隊	警備戰隊	地方在勤武官	職裝員長	職裝員長	通信隊司令	航空隊分遣隊長	航空隊司令	首席參謀	潛水艦基地隊司令	首席參謀	防備隊司令	海兵團長	港務部支部長	港務部長
潛海雷隊	務戒設	艦艇艇	艦艇艇	艦艇艇	艦艇艇	艦艇艇	艦艇艇	艦艇艇	艦艇艇	艦艇艇	艦艇艇	艦艇艇	艦艇艇	艦艇艇	艦艇艇	艦艇艇
隊隊隊	司	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長
隊隊隊	令															

第十類 任用 進級 增俸

軍法會議首席法務官	分 院 長	病 院 長	工 作 部 長	軍 需 部 長	施 設 部 長	經 理 部 長	地 方 人 事 部 長	人 事 部 長	司 令 長 官	分 校 長	學 校 教 頭	學 校 長	獨 立 驅 艇 長	獨 立 掃 艇 長	獨 立 水 雷 艇 長	獨 立 海 防 艦 長	獨 立 砲 艦 長	獨 立 潛 艦 長	獨 立 逐 擊 艦 長
-----------	-------------	-------------	------------------	------------------	------------------	------------------	----------------------------	------------------	------------------	-------------	------------------	-------------	-----------------------	-----------------------	----------------------------	----------------------------	-----------------------	-----------------------	----------------------------

司

軍法會議首席法務官	分 院 長	病 院 長	工 作 部 長	軍 需 部 支 部 長	軍 需 部 支 部 長	施 設 部 課 長	經 理 部 支 部 長	經 理 部 支 部 長	地 方 人 事 部 長	人 事 部 課 長	參 謀 長	分 校 長	學 校 教 頭	獨 立 驅 艇 長	獨 立 掃 艇 長	獨 立 水 雷 艇 長	獨 立 海 防 艦 長	獨 立 砲 艦 長	獨 立 潛 艦 長	獨 立 逐 擊 艦 長
-----------	-------------	-------------	------------------	----------------------------	----------------------------	-----------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	-----------------------	-------------	-------------	------------------	-----------------------	-----------------------	----------------------------	----------------------------	-----------------------	-----------------------	----------------------------

一七六ノ一

〔海三十九〕 諸二ノ一二五

警備府 警備府司令長官

獨 立 驅掃水輸海砲潛驅 艇艇艇艦艦艦艦艦 長長長長長長長長	驅掃水輸海砲潛驅 艇艇艇艦艦艦艦艦	潛水艦隊	逐水艦隊	防艦隊	送艦隊	雷艇隊	海艇隊	輸艇隊	水艇隊	掃艇隊	驅艇隊	特務艦	哨艦	敷設艦	地方在勤武官	通信隊司令	航空隊分遣隊長	航空隊司令	聯合航空隊司令官	警備隊司令	防備隊司令	海兵團長	港務部長
	司令	司令	司令	司令	司令	司令	司令	司令	司令	司令	司令	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長

長

令

獨 立 驅掃水輸海砲潛驅 艇艇艇艦艦艦艦艦 長長長長長長長長	驅掃水輸海砲潛驅 艇艇艇艦艦艦艦艦	潛水艦隊	逐水艦隊	防艦隊	送艦隊	雷艇隊	海艇隊	輸艇隊	水艇隊	掃艇隊	驅艇隊	特務艦	哨艦	敷設艦	地方在勤武官	通信隊司令	航空隊分遣隊長	航空隊司令	首席參謀	警備隊司令	防備隊司令	海兵團長	港務部長
	司令	司令	司令	司令	司令	司令	司令	司令	司令	司令	司令	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長

第十類 任用 進級 增俸

艦隊		聯合航空總隊																	
獨立艦隊司令官		聯合航空總隊司令官																	
特務艦艇長	哨數艦艇長	航空隊分遣隊長	航空隊司令	聯合航空隊司令官	軍法會議首席法務官	艦隊主計長	艦隊軍醫長	艦隊機關長	參謀長	戰隊司令官	司令官	航空隊分遣隊長	航空隊司令	聯合航空隊司令官	聯合航空總隊主計長	聯合航空總隊軍醫長	聯合航空總隊機關長	參謀長	司令官

官

特務艦艇長	哨數艦艇長	航空隊分遣隊長	航空隊司令	首席參謀	(副官ナキトキハ) 首席參謀	首席副官	參謀長	航空隊分遣隊長	航空隊司令	首席參謀	首席副官	參謀長
-------	-------	---------	-------	------	----------------	------	-----	---------	-------	------	------	-----

〔海三十九〕 諸二ノ一二七

<p>備</p> <p>一、皇族附武官、元帥副官、軍事參議官副官又ハ定員ニ非サル軍令部出仕、艦隊、戰隊司令部附若ハ鎮守府附ニシテ命ヲ承ケ特定ノ勤務ニ服スル者及主トシテ兼務廳ニ於テ勤務スル兼務者ノ拔擢名簿調製官ハ其ノ勤務廳ノ長トス</p> <p>二、海軍大臣ニ直屬スル佐官尉官タル廳長、海軍省文庫主管又ハ駐在員ノ拔擢名簿調製官ハ次官トス</p>	侍從武官府	海上護衛總司令部					
	首席侍從武官	海上護衛司令長官					
	首席侍從武官	司令長官	獨立	驅掃水輸海砲潛驅 潛海雷送防艦水逐 隊隊隊隊隊隊隊隊	司令		
	參謀長	參謀長	驅掃水輸海砲潛驅 潛海雷送防艦水逐 艇艇艇艦艦艦艦艦艦艦	司令			
<p>一、艦隊、戰隊司令部附若ハ鎮守府附特務士官准士官ニシテ命ヲ承ケ特定ノ勤務ニ服スル者及主トシテ兼務廳ニ於テ勤務スル兼務者ノ拔擢名簿調製官ハ其ノ勤務廳ノ長又ハ本表ニ準シ廳長指定ノ高等武官トス</p> <p>二、特定ノ勤務ニ服セサル鎮守府附及待命中ノ</p>							
	首席參謀	參謀長	獨立	驅掃水輸海砲潛驅 潛海雷送防艦水逐 艇艇艇艦艦艦艦艦艦艦	司令		
	參謀長	參謀長	驅掃水輸海砲潛驅 潛海雷送防艦水逐 艇艇艇艦艦艦艦艦艦艦	司令			
	首席參謀	參謀長	驅掃水輸海砲潛驅 潛海雷送防艦水逐 艇艇艇艦艦艦艦艦艦艦	司令			

考

- 三、首席侍從武官將官タラサルトキ其ノ拔擢名簿調製官及候補名簿調製官ハ人事局長トス
- 四、部外勤務ノ定員外武官、東京滞在ノ特命者及専務ノ皇族附武官、元帥副官若ハ軍事參議官副官ニシテ他ノ勤務ニ服セサル者ノ拔擢名簿調製官ハ人事局長トス
- 五、特定ノ勤務ニ服セサル鎮守府附及鎮守府所在地滞在ノ待命者ノ拔擢名簿調製官ハ人事長トス
- 六、本表ニ掲ケサル各部ニ在リテハ其ノ長ノ拔擢名簿調製官ハ直屬上官、佐官尉官ノ拔擢名簿調製官ハ其ノ長トス
- 七、前各號ノ候補名簿調製官ハ本表所定ノ區分ニ依ル
- 八、戰時特設ノ部隊又ハ官廳ニ屬スル者ノ拔擢名簿又ハ候補名簿調製官ハ別ニ規定アルモノヲ除クノ外本表ニ準ス

- 特務士官准士官ノ拔擢名簿調製官ハ人事部長トス
- 三、本表ニ掲ケサル各部ニ在リテハ其ノ長ヲ特務士官以下ノ拔擢名簿調製官トス
- 四、前各號ノ候補名簿調製官ハ在籍鎮守府司令長官トス
- 五、戰時特設ノ部隊又ハ官廳ニ屬スル者ノ拔擢名簿又ハ候補名簿調製官ハ別ニ規定アルモノヲ除クノ外本表ニ準ス

別表第二號

海軍武官實役停年計算期日、拔擢名簿調製期日、拔擢名簿候補名簿進達(移牒)期限表

任用進級 級シムヘキ官種	期日期限	實役停年	調製期日	調製名簿	候補名簿調製官ニ進達(移牒)期限	進達大期限
		計	期	期	日	日
佐官尉官		七月二十日	七月二十一日	八月一日	八月十五日	八月十五日
特務士官		八月三十一日	九月一日	九月十日	九月十五日	十月十日
准士官		八月三十一日	九月一日	九月十五日	九月十五日	
下士官		八月三十一日	九月一日	九月十五日	九月十五日	

様式第一

年 月 日	職 爵 氏	名 殿 (候補名簿) 調製官	佐官尉官(特務士官)進級拔擢名簿	現官中 刑罰ヲ除ク	官	職 爵 氏	名 印
何年何月何日	何年何月何日	何年何月何日	何年何月何日	何年何月何日	何	海軍中佐	某
〃	〃	〃	〃	〃	何	海軍少尉	某
〃	〃	〃	〃	〃	同		某
〃	〃	〃	〃	〃	何	海軍軍醫大尉	何
〃	〃	〃	〃	〃	何	海軍主計少佐	何
〃	〃	〃	〃	〃	何		某

調製官所見		職 爵 氏 名 印
屬上官所見		
備考	一、官氏名ハ官別先任順ニ列記スルモノトス 所見ハ要スルトキノミ記載スヘシ	

様式第二

年 月 日  
在籍鎮守府司令長官爵氏名殿  
特務士官タル各科少尉ニ任用拔擢名簿  
職 爵 氏 名 印

拔擢順序	賞 役 停 年	何年何月何日	海上勤務日數	航空勤務日數	進級令第九條ノ除算事項 (刑罰ヲ除ク)及其ノ日數	現 官 罰 中 官 氏 名
一		何年何月何日	何年何月何日	何年何月何日		海軍兵曹長何某
二		、 、 、	、 、 、	、 、 、		同 何某
一		、 、 、	、 、 、	、 、 、		海軍飛行兵曹長何某
一		、 、 、	、 、 、	、 、 、		海軍整備兵曹長何某
一		、 、 、	、 、 、	、 、 、		海軍機關兵曹長何某
二		、 、 、	、 、 、	、 、 、		同 何某
一		、 、 、	、 、 、	、 、 、		海軍衛生兵曹長何某
一		、 、 、	、 、 、	、 、 、		海軍主計兵曹長何某

第十類 任用進級增俸



第十類 任用進級増俸

調製官ノ  
直屬上官ノ  
所見

職 爵 氏

名 印

考 備  
一、官氏名ハ官別先任順ニ列記スルモノトス  
所見ハ要スルトキノミ記載スヘシ

様式第三

年 月 日

海軍大臣 爵 氏 名 殿

候 補 名 簿

職 爵 氏

名 印

海軍中尉ニ進級セシムヘキ者 (特務士官タル海軍少尉ニ任用スヘキ者)

候補順序	實 役 停 年	海上勤(航空勤) 務日數(務日數)	進級令第九條ノ除算事項 (刑罰ヲ除ク)及其ノ日數	現官中 刑罰	官 氏 名	記 事
一	何年何月何日	何年何月何日			海軍少尉 何 某	
二	、 、 、 、 、	、 、 、 、 、			同 何 某	抜擢進級至當ト認ム
三	、 、 、 、 、	、 、 、 、 、			同 何 某	
二	、 、 、 、 、	、 、 、 、 、			同 何 某	

考 備  
一、官氏名先任順ニ列記スルモノトス  
二、候補名簿ハ官別ニ各別紙ニ調製スヘシ  
三、要スルトキハ選抜ノ理由ヲ各候補者ニ就キ各別紙ニ記載添附スヘシ  
四、任用進級實役停年ヲ有スル者ニシテ候補名簿ニ載セサル者アルトキハ官氏名及事由ヲ別紙ニ列記シ之ヲ候補名簿ニ添附スヘシ

年 月 日

職 爵 氏

名 印

在籍鎮守府司令長官 爵 氏 名 殿  
 拔 擢 名 簿

上等兵曹ヨリ兵曹長ニ進級セシムヘキ者掌砲(一)等兵曹ヨリ上等兵曹ニ進級セシムヘキ者掌水雷、魚雷(一)水兵長ヨリ二等兵曹ニ任用スヘキ者掌測的)

備	1	2	序 順 擢 拔	
	6 5-1	6 2-20	年 停 役 賞	
	5 120 高砲	70 120 高砲	章 技 特 (位 順 績 成 業 卒)	
	100	98	種 甲	試 驗 成 績 百 分 比
	95	93	種 乙	
	93	85	學 通 普	
	96	92	均 平	
	90	80	點 評 務 勤	
	潛 1-4	教 1-2	間 期 及 務 勤 種 特	
	徽 優	優	章 等 優 章 徽 等 優	
	銃 劍 劍 初 三 段	一 水 級	能 技 有 特	
	特 善 4.6 (人 命 救 助)	昭 和 表 3.7 (防 火)	行 善 中 (職) 官 現	
			罰 刑 中 (職) 官 現	
	昭 和 2. 5	大 正 15. 11	月 年 命 任 (職) 官 現	
	大 正 10. 11	大 正 9. 11	月 年 任 初 官 士 下 リ 在 = 者 用 任) (月 年 籍 入 ハ テ	
	勳 八	勳 七	功 勳	
	何	何	氏	
	某	某	名	
	志 29,381	志 24,189	號 番 籍 入	

一、現官(職)任命時期早キ者ヨリ列記シ任命時期異ナル毎ニ各一行ノ空欄ヲ設ケ現官(職)任命時期同一ナル者ニ在リテハ拔擢順序上位ノ者ヨリ記載スヘシ  
 二、拔擢順序ハ拔擢名簿毎ニ一貫決定スヘシ  
 三、特技章ハ最近附與セラレタルモノニ付記註スヘシ但シ掌飛行兵ニシテ航空機新搭乗員特別教育實施規程ニ依ル特別教育ヲ實施セルモノニ付テハ其ノ成績ヲ併記スヘシ

第十類 任用進級増俸

第十類 任用進級增俸

考
四、試験成績百分比ハ整数ニ止ムルモノトス 五、特種勤務トシテ記載スヘキモノ左ノ如シ (イ) 現官(職)中一年以上潜水艦乗員タル者 (ロ) 現官中一年以上教員ノ配置ニ在ル者 六、優等徽章、優等章ハ現官(職)中海軍檢定褒賞令ニ依リ付與セラレタルモノニ付記註スヘシ 七、特有技能ハ武技、體技ノ有段又ハ之ニ準スヘキモノニ付記載スヘシ 八、現官(職)中善行ハ特別善行章ノ附與及善行表彰ニ付其ノ年月及善行ノ概要ヲ記註スヘシ 九、現官(職)中刑罰ハ裁判確定又ハ言渡年月日、犯行概要及處分事項ヲ記載スヘシ但シ免除セラレタルモノハ(免)ト附記スルモノトス

様式第五

年 月 日	職 爵 氏 名 印
決定候補順序	官 職 勳 功 氏 名
下士官進級任用決定候補名簿	

掌 砲(掌 帆)		意 見 書	
海軍出身年月日	入籍番號	官(職)位勳	氏 名
下士官初任年月日	特技章及卒業成績順位		
現官(職)任命年月日	勤 務 評 點		
現役満期又ハ召集解除年月日	現官(職)經過年月日		
	實 役 停 年		
賞 罰			
功 績、技 倆			
見 意	職 爵 氏 名 印		
備 考			
<p>一、第十六條ノ規定ニ準シ特修兵ノ區分ヲ、又師範學校ヲ卒業シ國民學校ノ教職ニ就クノ資格ヲ有スル者ニ付テハ其ノ旨ヲ入籍番號ノ上ニ記載スヘシ</p> <p>二、特技章及卒業成績順位ハ様式第四ニ準シ記註スルモノトス</p> <p>三、現官(職)經過年月日ハ現役満期ノ者ニ在リテハ現役満期ノ日迄ヲ、召集解除ノ者ニ在リテハ現役(歸休中ノ日數ヲ除ク)及召集中ノ日數ヲ通算シ召集解除ノ前日迄ヲ計上記註スヘシ</p> <p>四、實役停年ハ退廳ノ前日迄ヲ計上記入シ以後退廳迄ノ停年ハ海兵團ニ於テ計算シ側方ニ朱書スヘシ</p> <p>五、罰ニ關スル記事ハ朱書スヘシ</p> <p>六、功績、技倆欄ニハ任用令第二十六條、進級令第二十一條ノ規定ニ該當スル勳績其ノ他ヲ記載スヘシ</p>			